

12月3日(土)

法律討論会

民法



← 要項,
問題等はこちらから

12:00 start

主催：日本大学法学部法学研究所
後援：日本大学法学部校友会
日本大学法曹会

問合せ先 日本大学法学部研究事務課(学生研究室事務室)
電話:03-5275-8757
E-mail:shihouka2.law@nihon-u.ac.jp

第44回法律討論会開催要項

- 1 日 時 令和4年12月3日(土) 12:00開会(11:30開場)
- 2 場 所 法学部10号館1011講堂
- 3 問 題 民法分野から出題(9月12日(月)から掲示予定)
- 4 審 査 員 本学出身法曹(裁判官・検察官・弁護士), 民法教員3名, 大学院法務研究科民法教員1名
- 5 出 場 者 本学法学部在学中の学生(大学院法学研究科及び通信教育部を含む)で1名から5名で構成されたグループ合計6組を募集する。応募者が6組を超えた場合は, 事前審査による選抜を行う。
- 6 討 論 方 法
 - ① 11月24日(木)17:00までに発表概要書を学生研究室事務室又は申込フォームにて提出し, 11月24日(木)にメールにて事務局から事前に他チームの代表者に対してこれを配布する。また, ポータルサイト及び掲示板にて発表団体を特定しない形で発表概要書を広く学生に公表する。発表概要書提出後は, 論旨の変更を認めない。
 - ② 1名の発表者が, 論旨発表を行う。(10分以内)
 - ③ 以下の要領にて他チームの出場者及び傍聴者が質問し, これに対して出場者が応答する形式による討論を行う(15分以内)。
 - (1) 討論の形式は, 会場からの質問に対して発表チームが回答を行い, 関連質問などの必要に応じて質疑を繰り返すという形式による(以下, 一つの質問から始まり質問者による関連質問が終了するまでに行われる一連の質疑応答を「一つの質問」という)。
 - (2) 質問を行うことができる者は, 出場する他チーム, 傍聴者の順とする。
 - (3) 一つの質問の時間は5分以内とする。
- 7 採 点 基 準
 - ① 立論内容 40%
(※発表内容(論旨)について発表概要書の結論及び結論に至った過程を変更した場合は, 減点の対象となる。)
 - ② 質問に対する回答(回答態度も含む) 25%
 - ③ 他チームへの質問 25%
 - ④ 立論態度(時間制限, 口調, 態度) 10%
- 8 結 果 発 表 全チームの発表及び質疑応答終了後, 審査員による審査を経て, 結果発表。
- 9 表 彰 1位から3位までのチームには, トロフィー・盾等を, 4位以降のチームには, メダル等を授与。また, 出場チーム並びに優秀質問者には, 記念品を授与し, 傍聴者にも参加記念品を配布。さらに, 討論を傍聴し, 優勝チームを当て, その理由が優秀な者に対して法学部校友会会長賞として図書カードを授与。
- 10 出 場 受 付
 - ① 受付期間 令和4年9月12日(月)~11月24日(木)17:00(厳守)
 - ② 提出書類
 - (1) 出場申込書 受付期間中, 学生研究室事務室及びポータルサイトにて配布。
 - (2) 発表概要書 A4版縦向き横書き(1,200字以内)3頁以内 別添の「記入要綱」に従うこと。
 - ③ 受付場所 法学部学生研究室事務室(法学部5号館2階)又は以下の申込フォームによる受付。
申込フォーム <https://forms.gle/uuwY42zivzXiA16u6>
- 11 事 前 審 査
 - ① 事前審査日時 令和4年11月25日(金)18:00~
 - ② 事前審査会場 5号館2階会議室又はオンラインにて実施予定
 - ③ 事前審査担当者 本学出身法曹及び本学所属教員(複数名)
- 12 出 場 チーム 発 表
 - ① 発表概要書の内容を事前審査にて選考の上, 出場チームを決定し, 11月26日(土)14:00に研究事務課掲示板及びWEBにて発表予定。
 - ② 11月26日(土)にメールにて出場チームの代表者宛に他チームの発表概要書を送付する。
- 13 備 考
 - ① 新型コロナウイルス感染症の感染状況如何によっては, 中止又はオンライン方式による法律討論会を実施する。中止の決定オンライン方式による法律討論会の実施方法については, 法曹会, 法学部による法律討論実行協議会との協議結果を踏まえて, 法学研究所運営委員会の議により決定する。
 - ② ライブ配信等の実施については現在検討中。決定次第改めて発表する。
- 14 問 合 せ 先 日本大学法学部研究事務課(学生研究室事務室)
電 話 : 03-5275-8757
E-mail : shihouka2.law@nihon-u.ac.jp



2022 年法律討論会問題

以下の【事実】を前提に〔設問〕に答えなさい。なお、フリマサイト F の規約および同サイトの責任については、考慮する必要がない。

【事実】

- 1 絵画のコレクターとして著名な A は、インターネット上の個人売買サイト（以下、フリマサイト F とする）において、「大雅の美術品」というアカウント名を用いて、不用品の売却などを行っている。同アカウントが A のものであることはよく知られていた。フリマサイト F での取引は、購入時に出品者が決済手段を購入者に伝え、購入者が振込み等をする形で行われていた。なお、A が使用していたアカウント名にある「大雅（たいが）」というのは、A の子 B（20 歳）の名前をそのまま使ったものである。
- 2 その B は、オンラインカジノで遊ぶ金欲しさに、何か金目の物がないかと A 宅の保管庫をあさっていたところ、A が所有する絵画甲を発見した。そこで、6 月 1 日、B は、フリマサイト F において、アカウント「大雅の美術品」を A に無断で利用して、甲を 100 万円で出品した。甲の時価は 200 万円ほどであったが、B はそれを知らずに甲を出品したのだった。
- 3 フリマサイト F へのログインにはパスワードが必要であるが、A は以前にフリマサイト F で不用品を売却する際、出品方法や購入者とのやり取りについて B の助けを借りることが何度かあり、ログイン用のパスワードを B に伝え、B に操作をしてもらうこともあったため、B はフリマサイト F に「大雅の美術品」のアカウント名でログインすることができた。
- 4 出品から間もなくして、美術品の収集を趣味とする C から、甲を 100 万円で購入する旨の申込みがあり、すぐに B は C に対して承諾する旨、および B 名義の銀行口座への振込みをして欲しい旨のメッセージを送った。A と C は過去に直接に取引をした経験があり、C は、甲が A の所有物であること、および A が甲を売却するつもりがないことを知っていた。もっとも、代金が相場半額ほどであることから、甲を転売して利益を得ることを考えて、A に対して直接（フリマサイト F を介さずに）連絡を取って売却の意思を確認することをしなかった。
- 5 6 月 3 日、B は C から甲の代金 100 万円が支払われたことを確認し、甲を C に発送し、引渡しを完了した。B はすぐに 100 万円をオンラインカジノで費消してしまった。
- 6 7 月 10 日、A がたまたまフリマサイト F の履歴を確認したところ、甲が C に売却されていること、A 宅の保管庫から甲がなくなっていることを知り、慌てて C に連絡し、自分はこの取引に一切関わっていないので甲を返還してほしいと伝えた。
- 7 ところが、C は、A から連絡があった時点で既に、甲を D に代金 250 万円で転売しており、甲を D へ引き渡し、代金を受領していた。甲については、その後 D から海外に転売されたとの噂もあり、現在の所在は不明である。また、D の行方も分からない。
- 8 この説明を C から受けた A は、C に対し、甲を返還する代わりに、C が受領した代金 250 万円を自らに支払うよう請求した。

〔設問〕

A の C に対する 250 万円の支払請求が認められるかについて、A の請求の根拠を明らかにするとともに、考える C の反論を想定しつつ、論じなさい。なお、250 万円全額が認められないという結論に至った場合、最終的に認められる金額まで明らかにすること。